

議案第57号

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部改正について

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成21年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例

(天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正)

第1条 天理市水洗便所改造資金貸付基金条例(昭和49年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「大和都市計画下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「天理市下水道事業会計予算」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「市長」を「天理市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第3号中「前2号」の次に「に掲げるとき」を加え、「市長において」を削り、「必要がないと」の次に「管理者が」を加える。

第9条及び第10条中「市長」を「管理者」に改める。

第11条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「ついて」を「関し」に、「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(繰替運用)

第11条 管理者は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(天理市下水道条例の一部改正)

第2条 天理市下水道条例(昭和48年12月天理市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市」を「本市」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 下水及び汚水 それぞれ法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (4) 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。
- (5) 排水区域 法第2条第7号に規定する排水区域をいう。
- (6) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (7) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (8) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (9) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (10) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。
- (11) 一般排水 公共下水道に排除される汚水のうち、中間排水及び特定排水以外のものをいう。
- (12) 中間排水 工場その他の事業所（公衆浴場、共同浴場及び天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認める公共又は公益関係の業種（収益事業を行う部門を除く。）を除く。次号において同じ。）から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月300立方メートルを超え、月750立方メートル以下の部分をいう。
- (13) 特定排水 工場その他の事業所から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が月750立方メートルを超える部分をいう。

第3条中「義務者」を「法第10条第1項に規定する排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者」に改め、同条ただし書中「市長」を「管理者」に、「認めた者に対して」を「認めるとき」に改める。

第4条第1号中「公共下水道のます」を「公共下水道の公共ます」に、「規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人」を「規定により他人」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に、「認めた」を「認める」に改め、同条第4号中「認めた」を「認める」に改める。

第5条中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則」を「管理規程」に改める。

第7条第1項中「新設等」の次に「の工事」を加え、「その工事」を「当該工事」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「その」を「同項の」に、「認めた」を「認める」に、「排水設備等の新設等」を「工事」に改める。

第8条第1項中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。第9条の3において同じ。）」を削り、「次に」を「法第12条の2第3項及び第5項の規定により次に」に改め、同条第2項中「水濁法」を「水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）」に改める。

第9条の2中「次に」を「法第12条の11第1項の規定により次に」に、「排除する」を「排除して公共下水道を使用する」に改める。

第9条の3ただし書中「規則」を「管理規程」に改め、同条第1号中「政令」を「下水道法施行令（昭和34年政令第147号）」に改め、同条第10号中「平成8年奈良県条例第8号」を「平成8年12月奈良県条例第8号」に改める。

第10条第1項中「土砂」を「何人も、土砂」に改め、「農薬」の次に「、し尿（水洗便所によるものを除く。）」を加え、「投入し、又は排除して」を「投入して」に改め、同条第2項を削る。

第10条の次に次の1条を加える。

（排除の停止又は制限）

第10条の2 管理者（雨水を排除する場合にあっては、市長とする。以下同じ。）は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- （1） 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- （2） 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要と認めるとき。

第11条第1項中「公共下水道に汚水を排除する者」を「使用者」に改め、同条第3項中「消費税相当額」の次に「(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)」を加え、同項第1号の表を次のように改める。

排水区分		水量使用料(汚水排水量1立方メートルにつき)
一般排水	公衆浴場及び 共同浴場	60円
	その他	115円
	中間排水	169円
特定排水		240円

第12条中「市長」を「管理者」に、「認めた」を「認める」に改める。

第13条中「毎月集金又は納額告知書」を「口座振替又は納入通知書」に改め、同条ただし書中「その他の」の次に「水道水以外の水の使用に伴う」を加える。

第14条第1項を次のように改める。

使用料は、定例日(使用料算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。)に本市の水道メーター(以下「メーター」という。)又は子メーター(貯水槽以下の設備に設置する本市の口径20ミリメートル以上のメーターをいう。)の点検及び検針を行い、算定する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日以外の日(point検及び検針をすることができる。

第14条第3項中「前2項」を「前3項」に、「別に市長が」を「管理者が別に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「使用月」を「月」に改め、同項第1号中「額」の次に「(管理者が認定した使用水量を基準として算定した額をいう。次号において同じ。)」を加え、同項第2号中「1月分の2分の1の額」を「1月分の額の2分の1に相当する額」に改め、同項を

同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する検針が隔月の場合は、当該検針により算出した使用水量を毎月均等とみなして(1立方メートル未満の端数がある場合は、直近に検針を行った日の属する月の使用水量に含める。)使用料を算定し、同項に規定する検針が毎月の場合は、当該検針により算出した使用水量を基準として使用料を算定する。

第15条第2号中「使用水量は、使用者」を「当該使用水量は、それぞれ使用者の使用」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第16条第1項中「市長」を「管理者(公共下水道のうち雨水を排除すべき排水施設にあっては、市長とする。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第17条第1項中「市長」を「管理者」に改め、「装置」の次に「(以下「計測器具」という。)」を加え、同条第2項中「前項の規定により設置された装置」を「計測器具」に改め、同項ただし書中「天災事変その他」を削り、「場合」を「事由により生じた損害について」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(立入検査)

第17条の2 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、計測器具の設置してある場所に立ち入らせ、当該計測器具、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、使用者は、正当な理由なくしてこれを拒むことができない。

2 前項の規定により職員が計測器具の設置してある場所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第18条中「市長」を「管理者」に改める。

第19条中「及び」の次に「第9条の2並びに」を加え、同条に後段として

次のように加える。

この場合において、「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

第20条中「市長」を「管理者」に改める。

第22条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同項ただし書中「第20条」を「法第24条第1項」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定により徴収する」を加え、「、「公共下水道の施設又は敷地」を「公共下水道の施設又は敷地」と、「市長」とあるのは「天理市上下水道事業管理者」に改め、「読み替える」の次に「（汚水に係る公共下水道の施設又は敷地の占用料を徴収する場合に限る。）」を加える。

第23条中「市長」を「管理者」に改める。

第24条中「市長」を「管理者」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「占用許可の」を「占用を許可した」に改める。

第25条第1項ただし書中「市長が認めた」を「管理者が認める」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第26条中「使用者」の次に「（以下この条において「使用者等」という。）は、使用者等」を加え、「市長」を「管理者」に改める。

第27条の前の見出しを削り、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

第27条の前の見出しとして「（罰則）」を付する。

第28条中「市長は、詐欺」を「詐欺」に、「者に対し」を「者は」に、「過料を科することができる」を「過料に処する」に改める。

第29条に見出しとして「（両罰規定）」を付する。

第30条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「ついて」を「関し」に、「規則で」を「市長又は管理者がそれぞれ別に」に改める。

（天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第3条 天理市農業集落排水処理施設条例（平成9年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「市長」を「天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」

という。)」に改め、同条第7号を削る。

第4条及び第5条中「市長」を「管理者」に改める。

第6条中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「新設等」の次に「の工事」を加え、「その工事」を「当該工事」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「その」を「同項の」に、「認めた」を「認める」に、「排水設備等の新設等」を「工事」に改める。

第9条中「規則」を「管理規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第11条の見出し中「投入等」を「投入」に改め、同条中「農薬」の次に「、し尿(水洗便所によるものを除く。)」を加え、同条第2項を削る。

第12条第1項中「市」を「管理者」に改め、同条第3項中「消費税等相当額」の次に「(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額(その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)をいう。)」を加える。

第13条中「市長」を「管理者」に改める。

第14条中「毎月集金又は納額告知書」を「口座振替又は納入通知書」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

使用料は、定例日(使用料算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。)に本市の水道メーターの点検及び検針を行い、算定する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日以外の日に点検及び検針をすることができる。

第15条第3項中「前2項」を「前3項」に、「市長」を「管理者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「使用月」を「月」に改め、同項第1号中「額」の次に「(管理者が認定した使用水量を基準として算定した額をいう。次号において同じ。)」を加え、同項第2号中「1月分の2分の1の

額」を「1月分の額の2分の1に相当する額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する検針が隔月の場合は、当該検針により算出した使用水量を毎月均等とみなして(1立方メートル未満の端数がある場合は、直近に検針を行った日の属する月の使用水量に含める。)使用料を算定し、同項に規定する検針が毎月の場合は、当該検針により算出した使用水量を基準として使用料を算定する。

第16条第1項第2号中「使用水量は、使用者」を「当該使用水量は、それぞれ使用者の使用」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第17条第1項及び第2項並びに第18条中「市長」を「管理者」に改める。

第19条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定により徴収する」を加え、「、「処理施設又は敷地」を「「処理施設又は敷地」と、「市長」とあるのは「天理市上下水道事業管理者」に改める。

第20条中「市長」を「管理者」に改める。

第21条中「市長」を「管理者」に改め、同条第2号中「占用許可の」を「占用を許可した」に改める。

第22条第1項ただし書中「市長が認めた」を「管理者が認める」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第23条中「使用者は、市内」を「使用者(以下この条において「使用者等」という。)は、使用者等が市内」に、「市長」を「管理者」に改める。

第24条の前の見出しを削り、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

第24条の前の見出しとして「(罰則)」を付する。

第25条中「市長は、詐欺」を「詐欺」に、「者に対し」を「者は」に、「過料を科することができる」を「過料に処する」に改める。

第26条に見出しとして「(両罰規定)」を付する。

第27条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

(天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「天理市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第3条、第6条、第7条並びに第8条第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第9条及び第10条第2項中「市長」を「管理者」に、「一」を「いずれか」に改める。

第11条、第12条第1項から第3項まで、第13条及び第14条中「市長」を「管理者」に改める。

第15条中「市長」を「管理者」に、「年14.5パーセント」を「年10.95パーセント」に改める。

第16条中「ついて」を「関し」に、「市長」を「管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の相当規定により管理者が行ったものとみなす。

(天理市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の天理市下水道条例の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の天理市下水道条例の相当規定により管理者が行ったものとみなす。

(天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の天理市農業集落排水

処理施設条例の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、それぞれ同条の規定による改正後の天理市農業集落排水処理施設条例の相当規定により管理者が行ったものとみなす。